

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）